

令和二年度第三次補正

事業再構築補助金

公募要領

(第3回)

公募期間：令和3年7月30日(金) ～ 令和3年9月21日(火)18:00まで(厳守)

1.0版

令和3年7月

事業再構築補助金事務局

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局のホームページでご確認ください。

令和二年度第三次補正

事業再構築補助金

公募要領

(第3回)

公募期間：令和3年7月30日(金) ～ 令和3年9月21日(火)18:00まで(厳守)

1.1版

令和3年7月

事業再構築補助金事務局

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局のホームページでご確認ください。

補助対象要件 下記①、②の両方を満たすこと。(※2)

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等。(※3)
- ② 経済産業省が示す「事業再構築指針(https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。(※4)

(※1) 令和3年の国による緊急事態宣言(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月から3月にかけて、栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に対して発出されたもの、並びに、令和3年4月から6月にかけて、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県に発出されたもの(沖縄県については8月まで延長)、及び、令和3年7月から8月にかけて、東京都に発出されたものをいう(以下同じ))に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けた事業者に対する措置として、緊急事態宣言特別枠を設けております。要件に合致すれば、地域や業種は問いません。詳細については、3. 補助対象事業の類型及び補助率等、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

(※2) 【大規模賃金引上枠】、【卒業枠】、【グローバルV字回復枠】、【緊急事態宣言特別枠】、【最低賃金枠】については、補助対象要件を別途設けています。詳細については、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

【最低賃金枠】は、加点措置を行い、【緊急事態宣言特別枠】に比べて採択率において優遇されます。

なお、すべての公募回の合計で、【大規模賃金引上枠】は150社限定、【卒業枠】は400社限定、【グローバルV字回復枠】は100社限定の交付件数です。

(※3) 売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。詳しくは、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

(※4) 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(【グローバルV字回復枠】については5.0%)以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(【グローバルV字回復枠】については5.0%)以上の増加を見込む事業計画を策定する必要があります。また、補助金額3,000万円を超える案件は金融機関(ファンド等を含む)及び認定経営革新等支援機関(金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみ)と事業計画を策定する必要があります。認定経営革新等支援機関や金融機関は、事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定ください。

【公募期間】

公募開始：令和3年7月30日(金)

申請受付：令和3年8月下旬予定

応募締切：令和3年9月21日(火) 18:00

【申請方法】

○ 申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、申請してください。

○ 本事業の申請には、原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、必ず、利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後

補助対象要件 下記①、②の両方を満たすこと。(※2)

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等。(※3)
- ② 経済産業省が示す「事業再構築指針(https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。(※4)

(※1) 令和3年の国による緊急事態宣言(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、①令和3年1月から3月にかけて、栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に対して発出されたもの、②令和3年4月から6月にかけて、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県に発出されたもの(沖縄県については8月まで延長)、③令和3年7月から8月にかけて、東京都に発出されたもの、④令和3年8月に埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に発出されたものをいう(以下同じ))に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けた事業者に対する措置として、緊急事態宣言特別枠を設けております。要件に合致すれば、地域や業種は問いません。詳細については、3. 補助対象事業の類型及び補助率等、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

(※2) 【大規模賃金引上枠】、【卒業枠】、【グローバルV字回復枠】、【緊急事態宣言特別枠】、【最低賃金枠】については、補助対象要件を別途設けています。詳細については、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

【最低賃金枠】は、加点措置を行い、【緊急事態宣言特別枠】に比べて採択率において優遇されます。

なお、すべての公募回の合計で、【大規模賃金引上枠】は150社限定、【卒業枠】は400社限定、【グローバルV字回復枠】は100社限定の交付件数です。

(※3) 売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。詳しくは、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

(※4) 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(【グローバルV字回復枠】については5.0%)以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(【グローバルV字回復枠】については5.0%)以上の増加を見込む事業計画を策定する必要があります。また、補助金額3,000万円を超える案件は金融機関(ファンド等を含む)及び認定経営革新等支援機関(金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみ)と事業計画を策定する必要があります。認定経営革新等支援機関や金融機関は、事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定ください。

【公募期間】

公募開始：令和3年7月30日(金)

申請受付：令和3年8月下旬予定

応募締切：令和3年9月21日(火) 18:00

【申請方法】

○ 申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、申請してください。

○ 本事業の申請には、原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、必

- エ. 卒業枠については、一時的に中堅・大企業等へ成長した後、正当な理由なく中小企業者の要件に該当する事業規模の縮小をさせた場合、本補助事業終了から5年間は中小企業庁が行う中小企業者等向けの施策（補助金、委託費等）をご利用いただけません。
- オ. グローバルV字回復枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、付加価値額の年率平均の増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均の増加が5.0%に達しなかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(5) 【賃金引上要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明することが必要です。交付後に表明していないことが発覚した場合は、補助金額の返還を求めます。
- イ. 大規模賃金引上枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げることが出来なかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(6) 【従業員増員要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度開始時点の常勤従業員数を基準とします。ただし、補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度開始時点の常勤従業員数が、申請時点の常勤従業員数を下回る場合には、申請時点の常勤従業員数を基準とします。常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。
- イ. 増員する必要がある従業員数については、小数点以下を繰り上げて算出してください。
(例) 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度開始時点で従業員数が150人、事業計画期間5年の企業の場合
 $150 \text{ (従業員数)} \times 8.5\% \text{ (初年度1.0\% + 事業計画期間年率平均1.5\%} \times 5\text{年)} = 12.75$
⇒ 13人以上の増員が必要
- ウ. 大規模賃金引上枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、従業員数を年率平均1.5%以上増加させることが出来なかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(7) 【事業再編等要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 事業再編は、事業再構築の類型における⑤事業再編（11ページ）と同様となります。
- イ. 新規設備投資とは、卒業枠による新たな施設、設備、装置又はプログラム等に対する投資であって、補助金額の上乗せ分の三分の二以上の金額を要するものをいいます。
- ウ. グローバル展開は、(6) 【グローバル展開要件】のうち、いずれか一つのタイプの条件を満たすことが必要です。

(8) 【グローバル展開要件】について

応募申請にあたり、以下のうち、いずれか一つのタイプの条件を満たすことが必要です。

①海外直接投資

- ・補助金額の50%以上を外国における支店その他の営業所又は海外子会社等（本事業に申請する中小企業等の出資に係る外国法人等であって、その発行済株式の半数以上又は出資価格の総額の50%

- エ. 卒業枠については、一時的に中堅・大企業等へ成長した後、正当な理由なく中小企業者の要件に該当する事業規模の縮小をさせた場合、本補助事業終了から5年間は中小企業庁が行う中小企業者等向けの施策（補助金、委託費等）をご利用いただけません。
- オ. グローバルV字回復枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、付加価値額の年率平均の増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均の増加が5.0%に達しなかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(5) 【賃金引上要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度の前年度の終了月の事業場内最低賃金を基準とします。ただし、当該事業場内最低賃金が、申請時点の事業場内最低賃金を下回る場合には、申請時点の事業場内最低賃金を基準とします。
- イ. 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明することが必要です。交付後に表明していないことが発覚した場合は、補助金額の返還を求めます。
- ウ. 大規模賃金引上枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げることが出来なかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(6) 【従業員増員要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度の前年度の終了時点の常勤従業員数を基準とします。ただし、補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度開始時点の常勤従業員数が、申請時点の常勤従業員数を下回る場合には、申請時点の常勤従業員数を基準とします。常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。
- イ. 増員する必要がある従業員数については、小数点以下を繰り上げて算出してください。
(例) 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度開始時点で従業員数が150人、事業計画期間5年の企業の場合
 $150 \text{ (従業員数)} \times 8.5\% \text{ (初年度1.0\% + 事業計画期間年率平均1.5\%} \times 5\text{年)} = 12.75$
⇒ 13人以上の増員が必要
- ウ. 大規模賃金引上枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、事業計画期間終了時点において、従業員数を年率平均1.5%以上増加させることが出来なかった場合、通常枠の従業員規模毎の補助上限額との差額分について補助金を返還する必要があります。

(7) 【事業再編等要件】について

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

- ア. 事業再編は、事業再構築の類型における⑤事業再編（15ページ）と同様となります。
- イ. 新規設備投資とは、卒業枠による新たな施設、設備、装置又はプログラム等に対する投資であって、補助金額の上乗せ分の三分の二以上の金額を要するものをいいます。
- ウ. グローバル展開は、(6) 【グローバル展開要件】のうち、いずれか一つのタイプの条件を満たすことが必要です。

(8) 【グローバル展開要件】について

応募申請にあたり、以下のうち、いずれか一つのタイプの条件を満たすことが必要です。

<別添> 売上高減少等に係る証明書類について

緊急事態宣言特別枠及び最低賃金枠についても、以下に準じて書類を提出してください。

① 法人の場合

売上高の減少を証明する書類として、以下（１）から（５）すべての書類を添付して申請してください。

- （１）申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書別表一の控え（1枚）
- （２）（１）の確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え（両面）
- （３）受信通知（1枚）（e-Taxで申告している場合のみ）
- （４）申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる確定申告書別表一の控え（1枚）
- （５）（４）の確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え（両面）

② 個人事業主の場合

売上高の減少を証明する書類として、以下（１）から（５）すべての書類を添付して申請してください。

- （１）申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書第一表の控え（1枚）
- （２）（１）の確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（両面） ※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。
- （３）受信通知（1枚）（e-Taxで申告している場合のみ）
- （４）申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる確定申告書第一表の控え（1枚）
- （５）（４）の確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（両面） ※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。

※1（１）（４）について、確定申告書別表一の控え又は確定申告書第一表には、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。

（個人のみ）收受日付印の押印、又は電子申告の日時・受付番号の記載（e-Taxの場合は受信通知）がない場合は、2該当年度分の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を追加で提出。

※2 比較対象となる任意の3か月又はコロナ以前の同3か月が複数年度にまたがる場合は、それぞれの年度の確定申告書類の提出が必要です。

※3（４）について、申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる年度の確定申告が済んでいない場合は、該当月の売上がわかる売上台帳またはそれに相当する書類（試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類）を添付いただくことができます。任意で選択した3か月の日付が明確に記載されていることをご確認ください。申請に用いる任意の3か月の月が記載されている箇所に下線を引いてください。

（例）経理ソフトから抽出した売上データ、表計算ソフト（エクセル等）で作成した売上のデータ、手書きの売上台帳のコピー、任意の3か月の売上がわかる法人事業概況説明等。

※4 付加価値額の減少により要件を満たす場合には、月別の営業利益、人件費、減価償却費を確認するため、年度の確定申告が済んでいるかどうかにかかわらず、これらの情報がわかる資料（試算表等の確定申告の基礎となる書類）の添付が必要となります。その際、申請に用いる任意の3か月の付加価値額の算出の根拠となる箇所に下線を引いてください。

<別添> 売上高減少等に係る証明書類について

緊急事態宣言特別枠及び最低賃金枠についても、以下に準じて書類を提出してください。

① 法人の場合

売上高の減少を証明する書類として、以下（１）から（５）すべての書類を添付して申請してください。

- （１）申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書別表一の控え（1枚）
- （２）（１）の確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え（両面）
- （３）受信通知（1枚）（e-Taxで申告している場合のみ）
- （４）申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる確定申告書別表一の控え（1枚）
- （５）（４）の確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え（両面）

② 個人事業主の場合

売上高の減少を証明する書類として、以下（１）から（５）すべての書類を添付して申請してください。

- （１）申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書第一表の控え（1枚）
- （２）（１）の確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（両面） ※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。
- （３）受信通知（1枚）（e-Taxで申告している場合のみ）
- （４）申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる確定申告書第一表の控え（1枚）
- （５）（４）の確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（両面） ※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。

※1（１）（４）について、確定申告書別表一の控え又は確定申告書第一表には、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。

（個人のみ）收受日付印の押印、又は電子申告の日時・受付番号の記載（e-Taxの場合は受信通知）がない場合は、2該当年度分の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を追加で提出。

※2 比較対象となる任意の3か月又はコロナ以前の同3か月が複数年度にまたがる場合は、それぞれの年度の確定申告書類の提出が必要です。

※3（４）について、申請に用いる任意の3か月（2020年又は2021年）の売上がわかる年度の確定申告が済んでいない場合は、該当月の売上がわかる売上台帳またはそれに相当する書類（試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類）を添付いただくことができます。任意で選択した3か月の日付が明確に記載されていることをご確認ください。申請に用いる任意の3か月の月が記載されている箇所に下線を引いてください。

（例）経理ソフトから抽出した売上データ、表計算ソフト（エクセル等）で作成した売上のデータ、手書きの売上台帳のコピー、任意の3か月の売上がわかる法人事業概況説明等。

※4 付加価値額の減少により要件を満たす場合には、月別の営業利益、人件費、減価償却費（期中に購入した設備等の減価償却費については、購入した日から決算日までを月数で按分した金額）を確認するため、年度の確定申告が済んでいるかどうかにかかわらず、これらの情報がわかる資料（試算表等の確定申告の基礎となる書類）の添付が必要となります。その際、申請に用いる任意の3か月の付加価値額の算出の根拠となる箇所に下線を引いてください。